

## 減額変更における運用通達の読み替え

1. 運用通達記2.(スライド額の算定)中、(1)(2)及び(3)を次のとおり読み替える。

(1) 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、1.の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = \{ M(\text{変更鋼}) - M(\text{当初鋼}) \} + \{ M(\text{変更油}) - M(\text{当初油}) \} + P \times 1/100$$

$$M(\text{当初鋼}), M(\text{当初油}) = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

$$M(\text{変更鋼}), M(\text{変更油}) = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105 / 100$$

S : スライド額

M(変更鋼), M(変更油) : 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

M(当初鋼), M(当初油) : 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1.に規定する請負代金額

(2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額(消費税相当額を含む。)を示して5.(1)により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)のM(変更鋼)又はM(変更油)を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM(変更鋼)に代えて乙の鋼材類の実際の購入金額を、(1)のM(変更油)に代えて乙の燃料油の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) 燃料油に該当する各対象材料について、5.(3)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4.の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3.(1)の平均価格を乗じて得た金額。

2. 運用通達記3.(価格変動後における単価の算定方法)中、(1)を次のとおり読み替えるものとし、(2)については適用しない。

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

鋼材類

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

#### 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格)とする。

3. 運用通達記 4.(対象数量の算出方法)中、(1) を次のとおり読み替える。

設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

4. 運用通達記 5.(搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認) 標題中「乙への確認」とあるのは「乙との協議」と、(1)中「乙が単品スライド条項の適用を請求したとき」とあるのは「甲が算定したスライド額に対し、乙が異議を申し立てたとき」と、(2)中「には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする」とあるのは「は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする」と読み替える。

5. 運用通達記 8.(請負代金額の変更手続)(2)中「請求があった」とあるのは、「請求を行った」と読み替える。